

(2) 飛騨国の中世、近世

飛騨国は、現在の岐阜県の概ね北側半分を占め、南側半分が美濃国であった。岐阜県は「飛山濃水」と言い表され、美濃は水場の国、飛騨は山岳に象徴されてきた。標高 3000 メートルの日本の屋根である飛騨山脈から、海拔零メートルの海津市に至るまで、岐阜県内は変化に富んだ河川の流れを有している。

飛騨国内の河川は国絵図の中で重要な構成要素として描かれている。これらの河川は、高山盆地南方の位山山系が分水嶺になり、北飛騨を流れて日本海に注ぐ庄川・神通川水系の河川と、南飛騨・美濃を流れて伊勢湾に注ぐ木曾川水系の河川に二分される。

〈室町時代前半〉

室町時代、守護の初見は、鎌倉幕府が滅んだ年である元弘 3 年（1333）、岩松経家の補任（北朝から）で、この経家は建武 2 年（1335）の「中先代の乱」において戦死、のち、延文 4 年（1359）近江の守護佐々木道誉が飛騨の守護に補任された。

佐々木氏は、応永 2 年（1395）に隠岐、出雲両国の守護も兼ね、本国の近江を含め、4 カ国の守護となり、その後六角家と京極家に分かれている。

一方、南朝側からは建武年中（1334～1335）に姉小路家綱が国司として下向している。姉小路は、古川（飛騨市古川町）を中心とした飛騨北部を治めたのに対し、北朝守護側の勢力は主に飛騨南部を中心としていた。応永 18 年（1411）、足利四代将軍義持の命を受けた京極高数らは、国司姉小路を討ち、それ以後、姉小路は古河、小島、小鷹利の 3 家に分裂した。

その結果、飛騨は、神岡（飛騨市神岡町）に江馬氏、古川盆地に姉小路 3 家、南飛騨に京極家と、3 氏が鼎立（ていりつ）することになる。

この時、飛騨には北朝側である京極氏の被官として三木氏が置かれたが、この三木氏は先に登場した佐々木氏の一族である。

京極側では北飛騨の国司姉小路をどんどん攻め、一族の多賀氏を派遣、高山に多賀山城（高山城の位置）を築かせた。

しかし繁栄した京極家も応仁の乱（1467～）頃には相次いで没落した。その中で、争いにまきこまれなかった京極氏の被官は土着し、飛騨各地域で勢力を伸ばすことになる。

〈室町時代後半（戦国時代）〉

「応仁の乱」の頃の飛騨は南北朝時代からの争いを経ながら、群雄が割拠する。北飛騨に江馬氏（平家を祖とする）、古川盆地周辺には古河、小島、小鷹利氏、広瀬（高山市国府町広瀬）に広瀬氏、白川郷（白川村）に内ヶ嶋氏がいた。

また、高山地域をみると、天神山城（後の高山城）に高山外記、中山に岡本豊前守、川上郷に山田紀伊守、江名子に畑六郎左衛門、大八賀郷には鍋山豊後守らが割拠している。これらの勢力は、隣国信州にある上杉、武田の影響を受けながら牽制し合っていた。

上杉、武田の衰退により力を伸ばしてきたのが三木氏で、三木自綱は広瀬氏と組んで姻戚関係にあった城主までも討ち、南飛騨、高山周辺を手に入れた。

さらには、北飛騨最大の勢力であった江馬輝盛を飛騨分け目の「八日町合戦（高山市国府町）」で滅し、飛騨を支配した。後、三木氏は姉小路の国司の名跡を継ぐべく、姉小路と名乗っている。

〈金森氏の飛騨領国〉

越前大野（福井県大野市）の国主であった金森長近は、天正 13 年（1585）、秀吉の命を受け、飛騨

へ攻め入った。三木氏が、越中の佐々成政と手を組んでいたためである。

金森軍は長近勢と養子可重勢と2隊に分かれて、三木自綱の本城である松倉城を目指し城を落として飛騨を制圧。翌天正14年には飛騨一国を賜わり、以後6代、107年にわたる金森氏の治政が続く。

〈水運〉

金森氏は飛騨の山林から良材を伐り出し、飛騨川を利用して運材・材木稼ぎを盛んにした。

木曾・長良・揖斐の三川と飛騨川は、木曾山や飛騨、根尾谷などからの良材を伐り出すのに都合が良い河川であった。城郭や武家屋敷、寺社などの建設用材を搬出する川として重視され、幕府や尾張藩によって、材木改役所や番所が河川沿いの各所におかれて厳しく管理統制されている。

〈飛騨の元伐稼〉

飛騨国主金森氏が、関ヶ原の戦に際して、表高に倍するほどの6万石の軍役を負担できたのは、豊富な材木と鉱山資源があったからである。また元禄5年(1692)幕府が飛騨を直轄領としたのは、山林資源の掌握を狙ったことであったともいわれる。金森氏の領国時代は、「山内残らず地頭山」「御台所木」という買木制度があり、山村民と高山の杣頭などへ、金銀をはじめ米・塩・味噌を前貸して材木を伐り出させ、藩は定値段で買取って差引勘定をした。この材木は金山町下原まで川下げて材木商人に払い下げるか、名古屋白鳥港・桑名まで流送して処分する方法がとられていた。

幕府直轄地時代の元禄15年には500カ所近い御林山が設定された。飛騨山村のなかでも益田郡の阿多野・小坂・竹原などの各郷は林業や山林労役を主とした山村で、金森氏時代は板樽を年貢として納め、幕府直轄地時代の元禄10～20年には阿多野郷・小坂郷48カ村が樽木60万～70万挺の伐採(元伐)を許されて、元伐賃と米とが下付されるという措置がとられた。

18世紀中頃には、杣株1つをもつ小杣が25人で1組をつくり、各組におかれた杣頭と小屋頭の統率の下で、山中の小屋で生活しながら元伐りを行っていたというように、元伐稼は杣株として固定化されていた。この杣株は、北方元伐場所への進出の根拠とされたり、大原騒動の発端ともなった、明和9年(1772)の元伐稼中止に代わって設けられた山方買請米の割当を受ける資格などとされたので、しだいに財産として売買されるようになっていったのである。

人別米制度が実施された寛政期、山方では元伐稼48カ村のうち25カ村にかぎり元伐稼が復活させられており、人別米制度ともども、大原騒動後の飛騨における寛政改革として注目される。

〈騒動〉

全国的にみても大規模で凄惨を極めた大原騒動は、飛騨代官大原彦四郎・亀五郎父子治政下の明和8年(1771)から天明8年(1788)まで、断続して勃発した農民騒動である。明和・安永・天明騒動の3つに分けられる。

騒動の原因は、大原彦四郎代官の元伐中止、年貢増石、また息子の大原亀五郎郡代の公金不正使用に對してであり、我国の農民一揆史の中では特筆すべき事件である。

〈飛騨の鉱山〉

林業とともに飛騨の産業を代表する金、銀の鉱山は、神岡鉱山の中心をなす茂住・和佐保鉱山(飛騨市神岡町)や平湯鉱山(高山市奥飛騨温泉郷)などがある高原川流域をはじめ、荒城川流域や小鳥川・庄川流域に分布していた。これらの鉱山は16世紀末頃から開発が進んだものの、17世紀後半には衰退してしまう。その後、18世紀前半には茂住・和佐保銀山などが主として稼働している。

幕府直轄地時代には銅・鉛が主体となり、和佐保と茂住の2鉱山を中心として高原川・庄川および益田川(飛騨川)流域の銅・鉛山の採掘が行なわれ、18世紀後半には益田川流域の中洞(高山市高根町)・山之口銅山(下呂市萩原町)が開発されて産銅量が増加した。

19 世紀に入ると銅・鉛からの銀絞りが重要な目標とされたこともあって、幕末期には和佐保・鹿間（飛騨市神岡町）などの銅・鉛山では著しく採掘量が増大し、茂住銀山や周辺山々の開発も進められた。

鉱山経営は歩持や下稼人、精錬の吹所請負人など、高山町人を中心に行なわれたが、農民や村方が経営する場合もあった。また農間余業として大工・陸廻り・飯炊きなど、鉱山での労働に従事することもあった。一般に飛騨の鉱業は資本が小さく、数十人が集中して稼業するという小規模で分散的な経営が主流をなして、それは近世を通じてあまり変わらなかった。

本書では鉱山の位置図（『絵図』第 96 図）を掲載した。

〈白山信仰〉

白山に対する信仰の起源は、泰澄伝説によって語られている。

白山参道としては、加賀馬場（かがばんば・鶴来白山比咩神社・つるきしらやまひめ）、越前馬場（勝山平泉寺・かつやまへいせんじ）、美濃馬場（白鳥長滝白山神社・しろとりながたきはくさん）の三馬場を経由する 3 つの参道が開かれており、日本海側と太平洋側を 1 つの信仰圏にしている。本書では白山登山図（『絵図』第 92 図・122 頁）を掲載した。

白山神社は美濃・飛騨に濃く分布している。中世末期に至って、長滝寺の塔頭は諸国に信徒獲得の活動を行なうが、その一例を経聞坊（現郡上市白鳥町）についてみれば、15 世紀末には檀那・先達を美濃・飛騨をはじめ尾張・伊勢・三河・遠江に持ち、さらに他の塔頭からもそれを譲り受けながら自らの檀那所を拡大している。

〈一向宗の流布〉

飛騨における一向宗の布教は、飛騨川を北上する教線と庄川（しょうがわ）を南下する教線がある。

飛騨川を北上する教線は美濃各務郡平島に生れた願智坊覚淳が、まず益田郡小坂（下呂市小坂町）に、続いて吉城郡高原郷吉田（飛騨市神岡町）に道場を開き、のち聞名寺（富山県八尾町）の寺号を得て布教を広げた。

庄川を南下する教線は嘉念坊善俊が 15 世紀半ばに白川郷に至り、まず鳩谷（大野郡白川村）に道場を、のち中野（高山市莊川町）に照蓮寺を開いた。

〈街道とボッカ〉

飛騨には北陸の塩が飛騨各地へドシマ（牛荷）かボッカ（歩荷）で輸送された。

また、飛騨鱒は肴万売払問屋（さかなよろずうりはらいどんや）のある高山にまず運ばれ各地へ移送された。飛騨への物資、飛騨からの物資は城下町高山からのびる東西南北の街道を利用して流通した。飛騨の厳しい山岳を通る街道は、隣国境を越える際に大峠を通らなければならず、飛騨の国絵図には街道、集落、隣国境への里程等が詳細に記されている。

〈近代〉

幕末の美濃国は、総高約 65 万石のうち約 18 万石の幕府領と、合計 11 万石に達する 75 家に及ぶ旗本領とが散在し、残りの地を 7 つの藩と国外 3 藩が支配していた。

国外藩のなかでも尾張藩は美濃に 12 万石を領有し、これは美濃諸藩のなかで最大である大垣藩 10 万石を越えていた。

飛騨はすべて幕府直轄領であった。明治政府は慶応 4 年（1868）4 月 15 日、美濃・飛騨両国の幕府直轄領の収公に成功すると、笠松に裁判所を設置、同月 18 日総督および権判事 2 名を任命して、朝廷直領の管轄に当たさせた。

高山県では、梅村速水知事の施政に反発して梅村騒動が発生し、同氏失脚後、監察司宮原積が着任した。明治 4 年（1871）11 月 20 日、府県の統廃合により高山県は廃され、飛騨 3 郡は筑摩県に統合され

た。高山県時代に作製された地図（『絵図』第 63 図）と筑摩県地図（『絵図』第 65 図）を掲載した。

〈町村制度の変遷〉

明治になると、庄屋・名主・年寄という旧来の町村役人はすべて廃止され、行政事務の一本化が図られた。これにより旧来の行政区画が戸籍法に定める区画となり、飛騨は慶応 4 年（1868）に飛騨県と名を変え、一月後には高山県と改称した。

明治 4 年（1871）、筑摩県となった飛騨 3 郡は 6 大区（第 25 大区から 30 大区）に区分され、明治 9 年岐阜県管下に入った飛騨は第 13 大区から第 18 大区となった。

村々には正・副戸長が就任し、各村の一般行政事務に従事した。この大区小区制は、明治 12 年 2 月に廃止され、新しい郡区町村編制法により町村を独立させた。

〈飛騨川〉

木曾川は松本平との分水嶺を形成する鉢盛山（2446.4 メートル）を源流とし、山地・丘陵・盆地内を南西流し、濃尾平野を流れて伊勢湾に注ぐ。美濃加茂市で飛騨川と合流する。

飛騨川は乗鞍岳の西斜面を源流とし、小坂川・馬瀬川・白川などの支川を合流する。旧益田郡付近では益田川とも称される。流域面積 2167.1 平方キロ、幹川流路延長 151.1 キロ。一級河川で木曾川水系最大の支流。宮峠付近の頂稜部には、古い飛騨川の砂礫層がのり、北飛騨地域にまで追跡されることから、かつて北流し日本海へ注いでいた古い飛騨川は、第四紀初頭以降の江名子断層・宮峠断層などで隆起した位山分水嶺山脈によって流路を塞がれたために、現在の河道をとるようになった。

飛騨川では、和良川と合した馬瀬川との合流点に位置する金山が、材木の川下げと上有知（現美濃市）方面とを結ぶ拠点として重視され、享禄元年（1528）には、6 本に 1 本という材木運上を徴収する役所が設けられ、その後は京都の商人永井一曹が材木運上を徴収したという。元和元年（1615）に尾張藩領となってからも「材木六分一役」徴収の金山役所がおかれ、寛永 19 年（1642）には、代銀納制・徴収基準を定めた手鑑作成など徴収制度が整備された。

飛騨が幕府領となり材木の搬出が少なくなるに伴って、材木到着ごとに役人が出向いて間尺改を行なうことになり、役銀徴収は問屋があたった。

〈飛騨の街道〉

信濃・越中・美濃など近隣の諸国から飛騨へと向かうすべての街道は飛騨街道といわれる。

一方、城下町高山から近隣諸国へは東西南北の街道があり、東は江戸街道、南は尾張街道、西は郡上街道、北は越中街道という。本書で紹介している飛騨国絵図には、東西南北の街道に関わる在所、里程、隣国の行先などが詳細に記されている。

〈奈良への道・東山道飛騨支路〉

東山道は、律令体制下の大行政区分である七道の 1 つ、東山道諸国を貫いて設けられた官道である。京から近江国・美濃国・信濃国などを経て陸奥国に至る。途中、その沿線からはずれた国には支路を設けている。

東山道から分かれ、飛騨の「国府政庁」に至るまでのルートが「飛騨支路」である。「延喜式」兵部省によると、駅家は、美濃国武義駅・加茂駅（以上駅馬 4）、飛騨国の下留駅・上留駅・石浦駅（以上駅馬 5）がある。飛騨支路には、このほかに菅田駅があったことが知られる。

律令体制が完成した頃の飛騨国は、荒城、大野の 2 郡であった。後、益田郡ができ、3 郡となった。九世紀前半の「和名抄」の郡郷には、益田郡に益田・秋秀、大野郡に大野・三枝・阿拝・山口、荒城郡に名張・荒城・深河・飽見・余戸・高家・遊部の合計 13 郷が見える。

〈中山道〉

江戸日本橋を起点とし、武蔵板橋宿（現東京都板橋区）より上野・信濃・美濃を経、近江守山宿まで67宿。同草津宿・大津宿を経て京都に至る。

岐阜県の南部を東西に貫き、可児郡御嵩町以西は国道21号、恵那市以東は国道19号にほぼ沿っている。当初中仙道とも記された。

〈参考文献〉

『日本歴史地名大系第21巻 岐阜県の地名』株式会社 平凡社 1989年発行
有限会社 平凡社地方資料センター編集

※掲載されている情報（文章、写真など）は、著作権法上認められた例外を除き、高山市教育委員会に無断で複製・引用・転用・転載などの利用をすることはできません。